

# 安倍政権の改憲への暴走を止めよう！

3・11の大震災、原発事故に向きあった時、多くの人たちは、これは一つの時代の終わりである。文明的な転換が必要だ。くらしのありかたを変えていかなければならない、というふうに考えました。原発依存をやめ、経済成長が優先する社会は改めなければならぬと考えました。その上で人々のつながりや他国との信頼関係をつくりあげることを始めようと考えたはずです。

安倍晋三さんにはそのような日本のあり方は、「情けない」日本、「弱い」日本とみえたようです。中国や韓国との「領土問題」での摩擦。電気や自動車企業の不振。民主党政権下でおこったいくつかのことが、「危機」ととらえられ、「危機突破」内閣とみずからを位置づけ、経済的には金融政策による輸出企業支援、公共工事による景気浮揚政策。原発再稼働。アベノミクス。それで、日本が強くなると思えませんが。この経済政策が一定の成果を得るかどうかは、衆議院選挙は、つまりは景気回復が一番の争点だったと言われていて、安倍政権の命運を左右する大きな試金石です。

そして安倍政権は、政治的には改憲をめざして

います。自民党の2012年版改憲案(天皇元首化、自衛隊が国防軍、日の丸国旗、君が代国歌、基本的人権の抑制などの内容。)が、最終的な目標です。国防軍をにかけて選挙に「勝った」わけですが、改憲への道はそんな簡単ではないと言われています。参議院選挙で、改憲派で三分の二をしめなければなりません。その上で憲法96条を変える論議をし、国民投票を行い、改憲要件を、衆参両院二分の一で発議というふうに変えるという道筋をとおし、9条改憲へと進むつもりです。そのためにはなにより、参議院での選挙が大事となるというわけです。

参議院での勝利のためにソフト路線をとるのでは、と言われていました。当初こそ、憲法の平和主義を堅持するなどと言っていましたが、ここに来て中国レーザー照射問題を大きな問題にするなど、公明党の訪中で一定すすんだ「話し合い」気分も反故にして反中国の強硬路線へと突き進んでいるようです。尖閣問題では米の一定の援護発言を引き出しました。(とはいえ、米国は尖閣は日本のものという発言をしたことはいちどもありません。)米の援護とひきかえに売りわたしたものがあはれずです。

2012年8月15日に出されたアーミネーシレポートには「日本は依然として有事に集団的自衛権を行使できず、共同対処の大きな障害となっている」と言っています。「集団的自衛権の行使」が、安倍政権の米国へのプレゼンツの中身のはずです。

## 立法改憲II「国家安全保障基本法案」を

### 成立させない取り組みを

自民党が昨年7月に発表した「国家安全保障基本法案」。この第2条では「自衛権の行使については必要最小限度とする」となっていて、第10条では、自衛権を行使する場合は、「我が国、あるいは我が国と密接な関係にある他国にたいする、外部からの武力攻撃が発生した事態であること」となっています。この「国家安全保障基本法」が成立すれば、9条のもとでも集団的自衛権が行使できるということになります。

これはこれまでの歴代政府の公式見解を変えようということであり、内閣法制局に大きな圧力をかけています。解釈改憲への道です。そのため内閣法ではなく、議員立法で目指すのではないかと言われています。

この「国家安全保障基本法」は絶対に成立させてはならないものです。

この集団的自衛権に関しては、すでに第1次安倍政権のもとで、「柳井懇談会」の示した4類型① 公海における米艦の防護、② 米国に向うかも知れない弾道ミサイルの迎撃、③ 国際的な平和活動における武器使用、④ 同じ国連PKOなどに参加している他国の活動にたいする後方支援。うち1と2の行使を答申しています。(テロ対策など、さらに集団的自衛権行使の領域を拡大していくと思われまます。米国とともに戦争をする国への道を歩もうとしていると言えます。

安倍さんの弱点(いろんな意味で)と言われているのは、戦争体験がないということとです。前回、参議院選挙敗北や米国との関係など、大きなプレッシャーのもと、腹痛で降板したことで「メンタルが弱い」などと揶揄されていますが、本当の意味で怖いのは、戦争を知らない、戦場の真実を知らない、ということではないでしょうか？ 先日、沖縄戦での「自決」や「従軍慰安婦」のことを取材し、その真実のすがたを映像作品として残していくという仕事をされている朴寿南(パクスナム)さんのお話しを聞く機会がありました。「自決」を命じられ、愛する家族に手をかけてしまった人たち、記録に残ることもなく死んでいった鉄血勤皇隊の若者たち、今なお壕のなかでおこった悲劇の真実を語れないひめゆりの人たち。安倍さんの勇ましい、美しい言葉はほとんどん実際の戦争からかけ離れています。これがネットウヨクのに

「ローたる所以でしょうか？」  
私たちは戦争の真実を語っていかなければなりません。集団的自衛権の行使がもたらす現実を示していかねばならないし、「国家安全保障基本法」を廃案にしなければならぬし、参議院選で改憲勢力を当選させてはならない、そのような取り組みが求められています。

八木

### 「国家安全保障基本法案」の骨子

- ・国連憲章に定められた集団的自衛権の行使を一部可能にする
- ・教育、科学技術、建設、運輸、通信などの分野で安全保障上必要な配慮をする
- ・安全を確保する上で秘密保護のため法律・制度上必要な措置を講じる
- ・安全保障に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、安全保障基本計画を定めねばならない
- ・自衛隊に対する文民統制を確保するため、自衛隊の行動に国会が関与する法律を別途定める
- ・世界全体の核兵器を含む軍縮に努力する
- ・武器及びその技術の輸出入は、国際紛争を助長することがないように配慮する

### 「日本国憲法改正草案」の主な内容(抜粋)

【前文】

主権在民、平和主義、基本的人權の尊重の三つの基本原則を継承しつつ、日本国の歴史や文化、国や郷土を自ら守る気概、和を尊び家族や社会が互いに助け合って国家が成り立っていることなどを表明。

【第1章天皇】

天皇は元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴。

国旗は日章旗、国歌は君が代とし、元号の規定も新設。

【第2章安全保障】

平和主義を継承するとともに、自衛権を明記し、国防軍の保持を規定。領土の保全等の規定を新設。

【第3章国民の権利及び義務】

家族の尊重、家族は互いに助け合うことを規定。  
環境保全の責務、在外国民の保護、犯罪被害者等への配慮を新たに規定。

【第5章内閣】

内閣総理大臣が欠けた場合の権限代行を規定。内閣総理大臣の権限として、衆議院の解散決定権(国会の章に規定)、行政各部の指揮監督権、国防軍の指揮権を規定。

【第9章緊急事態】

外部からの武力攻撃、大規模な自然災害などの法律で定める緊急事態において、内閣総理大臣が緊急事態を宣言し、これに伴う措置を法律に基づいて行えることを規定。

【第10章改正】

憲法改正の提案要件を衆参それぞれの過半数に緩和。

【第11章最高法規】

国民の憲法尊重義務を規定。